

第18回（仮称）箱根町住民自治基本条例策定委員会 会議録

日 時：平成 20 年 10 月 30 日（木） 18：00～20：15
場 所：箱根町役場 分庁舎 第 5 会議室
出席者： 策定委員 芝、小川、飯田、川口、小林、清野、 高畠、田崎、村上
敬称略 箱根町 秋澤、鳥居、吉田
サ-ハ`イリサ-センター 一杉

1 挨拶

委員長

6月4日以来、久しぶりの顔合わせである。事務局から後ほど経過報告があると思うが、条例案が議会を通り無事成立した。本日は、これからどのように周知していくかということ話し合っていきたい。皆さんの方で意見などがあれば、せっかく長い時間をかけてつくりあげてきた条例なので、ぜひ活発なご発言をいただきと考えている。

企画課長

委員の皆さんには、平成18年10月に町長の方から委嘱をさせていただき、本日までに17回の委員会を開催し、ご協議をいただいた。町の委員会の中でも、これ程まで精力的に協議いただいたものは他にはない。おかげさまで、条例は予定どおり9月定例議会にて、全員賛成という形で可決をされた。誠にありがとうございました。

今後については、本日の議題とさせていただいているので、よろしくお願ひしたいと思う。いずれにしても、皆さんのご尽力に対しては、改めましてお礼を申し上げたいと思う。

2 箱根町自治基本条例の成立について

委員長

では、議題1「箱根町自治基本条例の成立」について事務局から説明をしてもらう。

事務局	「議題1」について説明。(議案上程～条例公布)
委員	近隣の2市7町は、条例の制定を進めているのか。
事務局	湯河原町と開成町は制定済みであり、南足柄市と大井町は策定中である。
委員	小田原市はどうか。
企画課長	特に聞いていない。
委員長	他にはよろしいだろうか。
委員一同	特になし。

3 町民への周知について

委員長 続いて、議題2「町民への周知」について事務局から説明いただきたい。

事務局 本条例の「町民への周知」については、ご存じのとおり、これまでも広報やホームページ、そしてまちづくり懇談会などを通じて、様々な投げかけを行ってきた。また、特に昨年度においては、策定委員会の皆さんに、多大なるご尽力をいただき「フォーラム」を実施し、町民の方への直接的な周知に努めてきたところである。

さらに少し遡れば、一昨年には、この策定委員会が発足した日に「まちづくり講演会」を実施して、策定委員、町議会議員、町職員、そして少数ではあったが、一般町民の方にもご参加をいただいて、岩崎教授の講演を聴いている。あの一昨年度の講演会は、いわゆる最初の「キックオフ的なフォーラム」と言えるし、昨年度は、条例素案が出来上がった段階での「中間フォーラム」と位置付けられる。

この流れから行くと、条例が成立した本年度は、最終的な「完成フォーラム」を開催するというのが、順当な流れではないかと、事務局の方では考えている。

- 実施方法については、今後、委員の皆さんのご意見を伺いながら...ということにはなるが、この条例が「町民主体」を基本理念としていることから、昨年度に引き続き、委員の皆さまには「ご活躍」をいただきたいと思っている。そこで、あくまで「事務局案」なのだが、たたき台として資料を用意した。参考にさせていただきながら、ご検討をいただきたいと思う。
- 促進役 周知の手段の一つとして、昨年開催した「中間フォーラム」に続き「完成フォーラム」を行おうとするものである。こうしたフォーラムを行うべきかどうかと、行うのであれば日程などの内容をご議論いただきたいと思う。まずは開催について、皆さんいかがであろうか。
- 委員 前回フォーラムでは、町民の皆さんはどのくらい集まったのか。
- 委員 10人ほどだったのではないか。
- 事務局 そのくらいである。
- 委員 自治会をやっている人たちがまず理解しないといけないのではないか。自治会長、副会長なども含めて知らしめていきたい。
- 委員 せっかく条例をつくったのだから、情報は伝えたい。
- 促進役 お二方から賛成をいただいたが、開催する方向でよろしいか。
- 委員一同 (異議なし)
- 委員 呼びかけは必ずすべきである。皆さんで知っている人に呼びかけても相当な人数になると思われる。そうなると会場も広くするなどそちらの心配もある。

- 促進役 では、開催する方向で進めさせていただく。どういう方たちに参加していただくかは、一般の町民をメインにするのか、どの方向にどんな手段で呼びかけるのかになると思う。私たちが最初に条例を検討した頃、やはり中身がわからない、言葉がわからなかったと思うが、町民の方が今まさにその状況である。まずは関心をもってもらうためにフォーラムを開催したい。
- 委員長 個々に呼びかけるのは能率が悪い。やはり団体の長などに案内した方がいいと思う。団体は、どのくらいあるか。
- 委員 25団体か、それ以上。
- 委員長 自治会だけでも30以上はあると思われる。出欠を取ればある程度の人数は分かる。開催場所は、一般の町民にとって集まりやすい場所がいい。役場にしても、職員だらけになってしまっただけでは仕方がない。あらかじめ案内状などを送付し、人数把握をしてはどうか。
- 委員 1人が5人集めてくれば50人になる。4月からこの条例が動くのでリーダーになる人には知っておいていただきたい。
- 委員 声をかける所属団体にもよるが、一つの団体から数名呼べば集まるのではないか。
- 委員 半強制ではないが、事務局から団体に何人出席してほしいと案内してもらえれば確実だと思う。
- 企画課長 行政からの動員要請は、一時問題になった。皆さんが所属されている団体で声かけをお願いしたいと思う。
- 促進役 皆さんから声をかけていただければ、ある程度的人数は得られると思う。3名ずつお願いできればそれだけで30人になる。まずは、皆さんのお知り合いから輪を広げていってはどうかと思う。

- 委員 フォーラムの趣旨から、知った顔を集めるより関わりのない人を集めた方がよいのではないか。
- 促進役 町民の皆さんにはチラシを配布し、お知らせする。
- 事務局 我々からは広報や回覧で周知する。
- 委員 すべての団体に案内を送る、メディアを呼んで取り上げてもらうなどが本当の周知の方法。ここで知り合いを連れてきて周知するというのはどうなのか。
- 委員 団体の人を連れてきても意味がない。フォーラムをやったということだけで終わってしまう。何か仕掛けがないか。回覧板で回しても誰も来ない。仲間内には条例のことは説明してある。町民をどう呼ぶかが問題だが、今のところ作戦はない。
- 委員長 自治基本条例のチラシなどは配布するのか。
- 事務局 別途チラシをつくり、来年3月頃配布予定である。
- 委員長 自治基本条例ができたとだけ町民に知らせても、フォーラムに足を向けてもらえるだろうか。組織の長に条例を送って内容が理解できるか聞いて、わからなければ説明をしますよという方法もあるのではないか。フォーラムで何を周知するかではないか。
- 事務局 他自治体のフォーラムでは、首長があいさつをして、学識経験者による講演、あるいはパネルディスカッションというパターンがほとんどである。それに対し、昨年度実施した当町の「中間フォーラム」は町民である策定委員の皆さんで運営していただいた画期的なものだった。この延長線上でお願いしたいと考えている。
- 委員 概略はわかったが、これは何だ、という質問が始まりになるのではないか。
- 委員長 団体長がどの程度理解してもらえるのか、やはり条文を見せないといけないのではないか。

- 事務局 例えば、岩崎教授は条例について噛み砕いてお話をしていただける。みんなで作くりあげた条例の意味と、これをどう活かしていくかを話していただくのは効果があると考えている。これにより、普段皆さんからお話していただいている内容が、学識経験者の話で更に理解が深まればと思っている。
- 促進役 フォーラムには2つのアプローチが必要だろう。1つは広く皆さんに知っていただくこと、もう1つは核になる人たちに的を絞ってお話を聞いてもらうこと、その両方が必要である。それには、やはり皆さんからの声かけで集まる人たちと、一般の方にも聞いていただいて、皆さんに納得して帰っていただけるようにしたいと思う。
- 事務局 とにかく「中間フォーラム」は皆さんの尽力で非常にインパクトがあった。最後も皆さんにお願いしたい。
- 企画課長 最初から携わってきた策定委員の皆さんが、最後にいないというのはあり得ない。お手数だが、皆さんに最後もお願いしたいと思う。
- 促進役 私もそう思う。もう一度最後に皆さんにご尽力いただいて、成功裏に終わらせたいと思う。
- 委員 いつ開催するのか。
- 事務局 年度内なら、皆さんがやれる時期で良いと考えている。
- 委員 4月1日施行ならば、その直前がインパクトがあるだろう。
- 委員長 セレモニー的にやるのか。それなら我々や携わった者、町職員がいれば良いし、関心のある方は来てくださいで良い。
- 委員 それでは意味がない。

- 企画課長 各種団体にも案内して、一般の方にも来てもらうのが理想だと思う。
- 委員長 町長あいさつとあるが、議会のあいさつがない。町、議会、町民で進めていくなら議会のあいさつも必要ではないか。
- 事務局 良いと思う。
- 委員長 町民の中でもポイントになるのは自治会である。自治会長にあいさつしてもらっても良いのではないか。
- 企画課長 策定に携わった委員長がごあいさつされるのが良いと考える。
- 委員長 それとは別に、まちの憲法のようなものなのだから、まずはこれがあるよということを知ってもらうべきでは。明治憲法ができたときは、絹布の法被だと捉えたという笑い話があるらしい。憲法ができたとやるのであれば、自治基本条例ができてから、これは皆さんに行き渡る方法を考えないといけない。詳しい説明ではなく、条例ができたことを皆さんに知らせる方法を考えることのほうが重要ではないか。
- 委員 やはり全戸配布は必要だと思う。フォーラム開催とだけ言っても町民には伝わりづらい。
- 委員 簡単には捨てられないようなもので配布したらよい。
- 委員長 予算は捻出して全戸にきちっとしたもの、解説もつけて配って反応を見てからフォーラムをやると効果があるのではないか。
- 委員 例えば憲法にしても、国民全員が理解しているわけではない。内容はさておき、まずはこういうものができたよという町民への周知が重要であることを考えれば、事務局案で良いと思う。

- 委員 「完成フォーラム」というのも、開催する意義があると思う。ただフォーラムを行って終わりではなく、その後も踏まえていなければ仕方がない。
- 促進役 「完成フォーラム」は、皆さんが策定委員会として携わる最後のイベントかもしれないが、条例ができたことが始まりであり、できたことを周知する目的でやるものだと考える。細かい内容についてはそこでどうこうではなく、広報やホームページ等で周知できる。フォーラムで周知活動が終わるのではなく、始まりとしてはいかがだろうか。
- 企画課長 完成フォーラムは開催する方向でよろしいだろうか。
- 委員 やる、やらないということであれば、やる。今日はそこまでかなと思う。
- 委員長 フォーラムをやることは良いと思うが、タイミングとして、町民には、フォーラム開催前にもある程度の内容をわかっていただいた方がいいのではないかと。予備知識がないよりはフォーラムへの興味もわくかもしれない。
- 委員 内容はともかく全戸配布などしていただいているの方が良いと思う。7,000世帯ならそれほどの経費にならないのではないかと。
- 委員長 条例を抜粋して解説するより、全てを解説するのが良いのではないかと。
- 事務局 抜粋というよりは、わかりやすく加工したものを考えている。
- 委員 話がぶれてしまうので、抜粋はしない方が良いと思う。フォーラムのお知らせも併せてすれば良いのではないかと。
- 委員長 経費削減のために、一般住民は回覧でも良い。

- 委員 全戸配布しても全員は読まないだろうが、読む人は読むので、それで良いと思う。
- 委員長 この条例は最高規範で、全町民に網がかかるのだから特別視しても良いと思う。順番として全戸配布してからでないとはフォーラムに出られない。フォーラムの日程は、まだ決定しなくてもいいのではないか。
- 企画課長 内部でもう一度検討させていただきたいと思う。
- 促進役 日程は、後日決定することとしたい。フォーラム前に配布物をできるかどうか、事務局と相談する。